

兵庫県公報

令和7年3月28日 金曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規則

- | | |
|--|---|
| ○ 公衆浴場規則の一部を改正する規則（生活衛生課） | 1 |
| ○ 特定民間再開発事業認定及び地区外転出事情認定に関する規則及び建築物の耐震改修の計画の認定に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（都市計画課） | 2 |
| ○ 二級建築士及び木造建築士の免許並びに建築士事務所の登録に関する規則の一部を改正する規則（建築指導課） | 3 |

公布された法令のあらまし

◎公衆浴場規則の一部を改正する規則（規則第10号）

国の公衆浴場における水質基準等に関する指針の一部改正により、浴槽内の湯水に係る水質基準の項目のうち、大腸菌群の数が大腸菌の数に改められたこと等を踏まえ、公衆浴場において営業者が講ずべき措置の基準について所要の整備を行うこととした。

◎特定民間再開発事業認定及び地区外転出事情認定に関する規則及び建築物の耐震改修の計画の認定に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第11号）

建築基準法の一部改正により、国、都道府県等が建築物を建築する場合等においても民間の指定確認検査機関が審査、検査等ができる旨の規定が追加されたことに伴い、次に掲げる規則について規定の整備を行うこととした。

- 1 特定民間再開発事業認定及び地区外転出事情認定に関する規則
- 2 建築物の耐震改修の計画の認定に関する手続等を定める規則

◎二級建築士及び木造建築士の免許並びに建築士事務所の登録に関する規則の一部を改正する規則（規則第12号）

建築士法の規定により一般の閲覧に供することとされている建築士の名簿について、インターネット上での閲覧が可能となることを踏まえ、プライバシーへの配慮を図るため、二級建築士名簿及び木造建築士名簿の登録事項について所要の整備を行うこととした。

規則

公衆浴場規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第10号

公衆浴場規則の一部を改正する規則

公衆浴場規則（昭和39年兵庫県規則第71号）の一部を次のように改正する。
別表第1の部6(1)イ(ウ)中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

~~~~~

特定民間再開発事業認定及び地区外転出事情認定に関する規則及び建築物の耐震改修の計画の認定に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

兵庫縣知事 齋藤元彦

兵庫県規則第11号

特定民間再開発事業認定及び地区外転出事情認定に関する規則及び建築物の耐震改修の計画の認定に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則

(特定民間再開発事業認定及び地区外転出事情認定に関する規則の一部改正)

第1条 特定民間再開発事業認定及び地区外転出事情認定に関する規則（昭和61年兵庫県規則第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第6号中「第18条第3項」の右に「又は第4項」を加える。

(建築物の耐震改修の計画の認定に関する手続等を定める規則の一部改正)

第2条 建築物の耐震改修の計画の認定に関する手続等を定める規則（平成25年兵庫県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第18条第3項」の右に「若しくは第4項」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

二級建築士及び木造建築士の免許並びに建築士事務所の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

**兵庫県規則第12号**

**二級建築士及び木造建築士の免許並びに建築士事務所の登録に関する規則の一部を改正する規則**

二級建築士及び木造建築士の免許並びに建築士事務所の登録に関する規則(昭和39年兵庫県規則第69号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「、生年月日及び性別」を削る。

**附 則**

この規則は、令和7年4月1日から施行する。